

## 第2次中央市環境基本計画・後期計画策定業務（地球温暖化対策実行計画策定含む）

### 仕 様 書

#### 1 業務目的

本市は、中央市環境基本条例第8条に基づき、平成31年3月に「第2次中央市環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）」を策定し、目指す環境像である「快適で健やかに暮らせる生活文化都市」を実現するため、4つの目指すべき方向（人と自然がふれあうまちづくり、快適で健康な生活環境づくり、地球にやさしい暮らしの確立、環境活動の推進）を掲げ、これらについて個別の目標や施策を設定し、取り組みを推進してきた。

一方、全世界的な脱炭素の潮流の中において、カーボンニュートラルの実現は、本市としても急ぎ検討すべき事項と認識しており、令和2年7月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和4年度に本市の再生可能エネルギーの導入と有効活用等目標を定めるための調査・分析並びにゼロカーボンシティ実現に向けた検討の「中央市再生可能エネルギー導入戦略策定業務」を行った。

本市では、2050年までの脱炭素社会の実現をするため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき「地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）（以下、地球温暖化対策実行計画）」という。」を策定し、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策を講じる必要がある。

本業務は、環境基本計画が令和5年度に中間見直し時期となることから、環境基本計画・後期計画として改定するとともに地球温暖化対策実行計画（環境基本計画に包含）の策定を行うものである。

#### 2 業務概要

##### （1）業務名

第2次中央市環境基本計画・後期計画策定業務（地球温暖化対策実行計画策定含む）

##### （2）業務内容

###### ①作業方針の検討

作業着手にあたって、業務の具体的な実施内容や体制、スケジュール等を記載した実施計画書を作成し、発注者と協議の上、作業方針を検討する。

###### ②環境状況に関する基礎情報の収集

統計資料等をもとに、環境施策や地球温暖化対策に係る市の自然条件・社会条件を収集し、現況特性を取りまとめる。また、市の関連計画や国・県の動向など、計画に反映すべき関連行政計画や資料を整理する。

###### ③環境基本計画の進捗状況の把握及び評価

受注者は、これまで取り組みを推進してきた施策の指標等の進捗状況の把握・整理をするとともに、基本目標への達成見込み等の評価を行う。また、昨今の社会情

勢等を踏まえ、環境基本計画の計画達成のための動向を整理し各施策の継続・改定・転換を検証する。なお、施策の進捗状況の把握にあたっては、既存資料調査を基本とし、必要に応じてヒアリングを実施する。関係機関及び関係各課への資料要請及びヒアリングを行う場合は、市民環境課環境担当を通じて要請する。

#### ④環境基本計画・後期計画の目標及び施策の立案

市の環境の現状や社会経済情勢及び「③環境基本計画の進捗状況の把握及び評価」の結果を踏まえつつ、2028年度までの達成目標を設定するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）や国や県、市の上位計画などを参考とし、環境基本計画の理念や基本目標の施策等を検討した計画をとりまとめ、必要な施策について立案をする。また、環境審議会等へ諮り、各委員の意見を反映するものとする。

#### ⑤地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）の立案

令和4年に環境省が改定した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の趣旨に沿って、本市の2050年までのカーボンニュートラル実現に向けた検討を行う。

また、環境基本計画・後期計画内に包含するものとし、環境基本計画・後期計画の策定作業と並行して実施することとし、令和4年度に中央市が実施した「中央市再生エネルギー導入戦略策定業務」報告書について、本計画作成に活用し作成するものとする。

なお、本市では、国の「地域脱炭素ロードマップ」及び「地球温暖化対策計画」に基づく「脱炭素先行地域」への応募を検討していることから、これを踏まえ地球温暖化対策実行計画の立案を進めるものとする。

#### ⑥環境基本計画・後期計画の作成

現行の環境基本計画の内容と「③環境基本計画の進捗状況の把握及び評価」及び「④環境基本計画の目標及び施策の立案」の結果、並びに「⑤地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）の立案」の結果を踏まえ、環境基本計画・後期計画素案を作成するとともに、パブリックコメントでの市民等の意見を反映した環境基本計画・後期計画を作成する。（概要版含む）

#### ⑦環境基本計画の進行管理・推進体制の見直し

計画を推進するにあたり、これまでの進行管理方法や推進体制を踏まえ、課題を抽出し、更に有効と考えられる進行管理方法及び推進体制を検討する。

また、計画策定後における施策の推進手法や実施効果を検証する体制・仕組みを提案する。

#### ⑧会議の運営支援

環境審議会を開催し、会議資料の作成をする。また、本市と協議の上、環境審議会の運営及び議事進行に協力するほか、会議には毎回出席し、議事要旨を作成する。

⑨パブリックコメント実施支援

パブリックコメントを実施するため、パブリックコメントに必要な資料の作成を支援する。また、提出された市民意見等の整理を行い回答原案の作成支援や計画への反映について検討する。

⑩打合せ・協議

本業務の遂行に当たっては、本市の関係職員と十分な協議に基づき進めていくものとする。また、定例又は個別の打ち合わせを実施するものとし、打合せ形式は、適宜対面を基本とするが、必要に応じオンラインにて行う。

3 留意事項

- (1) 本仕様書に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、業務を進めるとともに、目的達成のために最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い支援を行うこと。
- (4) 受注者は、個人情報保護法等を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務に必要な資料は受注者に貸与するものとし、受注者は貸与された資料について、損傷及び紛失がないよう十分取扱いに注意し、業務完了後速やかにこれを返納しなければならない。また、貸与を受けた資料は本市の許可なく外部に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務上当然実施すべき事項、本市が業務上必要と認める事項については、受注者において、受託金額内で実施するものとする。また、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。
- (7) 仕様書に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。

4 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 中央市環境基本計画・後期計画 紙媒体 2 部 (A4 版、カラー)
- (2) 中央市環境基本計画・後期計画の概要版 紙媒体 2 部 (A4 版、カラー)
- (3) 上記の原稿データ及び業務上作成した数値データ等を記録した保存媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1 部
- (4) その他、業務完了報告に関し必要な事項に関するもので、監督員が指示するもの

## 5 その他

- (1) 受注者は、不測の事態により定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難になった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (2) 成果品の校正、印刷等は本市の審査を受けて行うものとし、受注者は成果品の提出後であっても不備が発見されたときは、速やかに加筆訂正を受注者の負担で行うこと。
- (3) 業務に関して収集した情報、報告書等の著作権及び著作権は、本市に帰属するものとする。

## 6 連絡先

中央市市民環境課（環境担当）

〒409-3892

山梨県中央市白井阿原301-1

T E L : 055-274-8543

F A X : 055-274-1130

M a i l : shimin-kankyoushi@city.chuo.yamanashi.jp